

# 扶桑商工通信

令和6年4月号

発行 扶桑町商工会

## 【駐輪場・スロープの設置について】

### ① 駐輪場の設置

今まで花壇があったところをコンクリートにし、駐輪場としてご利用いただけるようになりました。真横は社用車の駐車場ですので、お気をつけてご利用ください。



Before



After

### ② スロープの設置

今まで事務所入口の段差につまづく方や危ない等のお声をいただいておりました。そのような声を反映し、段差をなくして、スロープを設置いたしました。



Before



After

## 【令和5年度事業報告】

### ●女性創業塾

9月から10月にかけて計5回、中小企業診断士の高木富美子先生を講師に迎え、創業計画・出店計画を作成するためのノウハウを学びました。12月2・3日の2日間卒業生を含めた22社がイオンモール扶桑にて実践形式の「チャレンジショップ」が開催しました。

### ●メッセナゴヤ2023

11月8日～10日の3日間ポートメッセ名古屋で開催され、扶桑町商工会からは、ダイワ化工株式会社、株式会社名古屋モールド、株式会社セイシエココポレーションの3社、愛知県商工会連合会から東洋金属株式会社の1社が出展しました。また、扶桑町商工会のメタバース展示会には前4社に加え、有限会社社長江人形、パコロボ株式会社、酒と米のおぜき、福月悠人が出展し、販路開拓に資する有意義な商談ができました。

### ●販売士3級取得講座

8月から10月にかけて全15回講座を開催しました。企業における売り上げの拡大を目指すため、小売・流通業界で唯一の公的資格取得を目指し、事業主や専従者、従業員の計13名が受講し、12名が合格という高実績を残しました。

## 【4月・5月の事業予定】

### 理事会

日時 4月25日(木) 午前11時～

### 定額減税セミナー

日時 5月9日(木) 午後4時～5時15分

講師 税理士 川村貴浩氏

### 総代会

日時 5月23日(木) 午前11時～

## 【振替納税のご案内】

令和5年分の所得税・消費税の振替納税がございます。振替納税ができるよう、振替日の前日までに預貯金残高をご確認ください。  
※振替納税を希望された方に限ります。  
振替日については次の通りです。

所得税 4月23日(火)

消費税 4月30日(火)

扶桑町商工通信で取り上げてほしい企業募集中。新商品や新サービスの開発など情報を発信したい方がおられましたら商工会(93-5111)まで。スタッフが取材に伺います。

## 退職のお知らせ

すでにご存じの方もいらっしゃると思いますが、3月末をもって、石原指導員が退職されました。ご本人よりメッセージをいただきました。

この度、17年間に亘り、扶桑町商工会にてお世話になりました石原俊之でございます。令和6年3月31日をもちまして、退職することとなりましたことをご報告いたします。

経営相談事業などでご縁をいただきました方々をはじめ、様々な事業と一緒に取組ませていただきました扶桑・柏森の両発展会の皆様、視察研修や文化会館イベントなどを一緒にさせていただきましたいただきました女性部の皆様、本当にありがとうございます。17年という時間は、私にとって単なる仕事以上のものでした。皆様と共に過ごした日々を忘れることはありません。

今後、扶桑町商工会の更なる発展をはじめ、商工会に係わる皆様のご多幸をご祈念申し上げます。皆様のご支援とご指導には深く感謝しています。これからもお互いにとって良い日々が訪れることを心から願っております。

石原指導員が新しい場所でご活躍されることを扶桑町商工会一同願っております。

令和6年4月より新しい職員を迎え、スタートしております。会員の皆様には変わらぬご支援とご指導をお願いいたします。

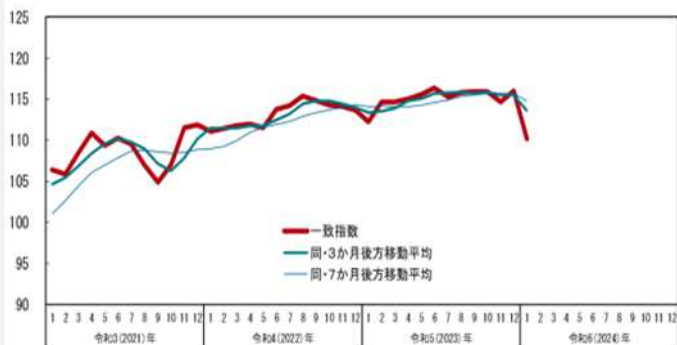
## 地域経済動向報告

3月に公表された景気動向指数、あいちの景気動向指数、により参照。

景気動向指数（C I 一致指数）は足踏みとなったが、あいちの景気動向指数は、改善を示している。先行指数はともに上昇となったが、一致指数、遅行指数は上昇と下降を繰り返している。

一致指数の推移

(令和2(2020)年=100)



安心 安全

国がつくった

# 小規模企業共済

こんな悩みにお応えします

年金だけでは不十分で、不安がある

自分で積み増しするには、どんなものがあるの？

## 制度の特長

1

### 経営者のための退職金制度

小規模企業の個人事業主(共同経営者を含む)または会社等の役員の方が廃業や退職後の生活資金、事業再建資金をあらかじめ準備しておく共済制度です。

2

### 掛金は全額所得控除

掛金は、全額が「小規模企業共済等掛金控除」として、課税対象所得から控除できます。

3

### 受取時も税制メリット

共済金の受取は、一括の場合は「退職所得扱い」、分割の場合は「公的年金等の雑所得扱い」です。

他にもこんな特徴があります。

- 契約者貸付けの利用が可能  
契約者(一定の資格者)の方は、緊急時や災害時などに事業資金等の貸付けが受けられます。
  - 共済金の受給権は差押禁止  
共済金・解約手当金の受給権は、国税等滞納の差押え以外は差押禁止債権として保護されます。
- ※ 詳しくは、ホームページまたはパンフレットをご覧ください

経営者のための退職金制度です!

小規模共済

検索